

重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大 阪 市

工事請負契約等における「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法の変更について【お知らせ】

令和4年10月1日以降開札分から、最低制限価格及び調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）における算定方法について、次のように変更されますので、十分にご留意ください。

- 予定価格を事前公表している入札について
最低制限価格の算定方法から入札者の平均入札額から算出される方法を廃止します。
- 最低制限価格等の設定にあたっての無作為係数について
（工事請負、業務委託、測量・建設コンサルタント等）

改正前	改正後
10,000 分の 9,950 から 10,000 分の <u>10.050</u> の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じる	10,000 分の 9,950 から 10,000 分の <u>10.100</u> の範囲内で機械が無作為に選んだ係数を乗じる

- 最低制限価格等の上限値について（工事請負、業務委託）

改正前	改正後
上限値を予定価格算出基礎額の 10 分の <u>9.2</u> を乗じて得た額とする	上限値を予定価格算出基礎額の 10 分の <u>9.4</u> を乗じて得た額とする

なお、令和4年9月30日開札分までは、従前（改正前）のとおりとします。

【関係規程】

- (1) [工事請負契約における予定価格の事前公表（試行）に関する要綱](#)
- (2) [工事請負契約に係る最低制限価格設定基準](#)
- (3) [工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領](#)
- (4) [業務委託契約に係る最低制限価格設定基準](#)
- (5) [業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領](#)
- (6) [測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準](#)
- (7) [測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領](#)